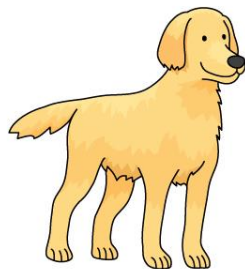


ペットフードの安全確保のために

令和元年10月21日(月)



農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課



目次

- ペットフード安全法の概要
- ペットフードの基準・規格
 - 表示の基準
 - 製造方法の基準
 - 成分の規格
- 野生獣肉を利用したペットフードに関する注意事項

ペットフード安全法の概要①

【目的】

愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。



このために、愛がん動物用飼料の製造等に関する**規制**を行う。

【対象となるペット】 犬・猫



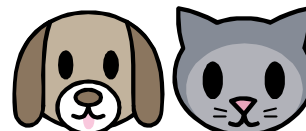
【規制されるペットフードの範囲】

ペットの栄養に供するもの

総合栄養食のほか、おやつ、スナック、サプリメント、ガム等も含まれます。

【事業者の責務】

製造業者、輸入業者、販売業者は、ペットフードの安全性の確保について**第一義的責任**を有す。



事業者の皆さんがペットフードの安全の守り手です！

ペットフード安全法の概要②

国は製造方法等の
基準・成分の規格を
設定

||

○基準・規格に合わ
ないペットフードの
製造等を禁止

○有害な物質を含む
ペットフードの製造
等を禁止

○健康被害防止のため
のペットフードの
廃棄等の命令

海外からの輸入品

輸入業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製造業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製品

販売業者

(帳簿の備付け義務(小売の場合は除く))

安全なペットフード

国は法の
遵守状況を
監視するため、

- 報告徴収
- 立入検査

ペットフード安全法の概要③

<規制対象となる事業者>

○：対象、 ×：対象外



事業者の種類	事業者としての届出	帳簿の備付け	報告の徴収、立入検査
製造業者	○	○	○
輸入業者	○	○	○
卸売業者 〔販売業者に販売する業者〕	×	○	○
小売業者 〔消費者に販売する業者〕	×	×	○

いずれの事業者も立入検査の対象になります。

ペットフードの基準・規格① ～表示の基準～

- 1 販売用愛玩動物用飼料の名称
- 2 原材料名
- 3 賞味期限
- 4 製造業者、輸入業者及び販売業者の氏名又は名称及び住所
- 5 原産国名



これらの項目の具体的な表示方法は、「**愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について**」（局長通知）に定められています。

(参考)ペットフードにおける表示の全体像

ペットフード安全法による表示基準により表示される事項とともに、公正競争規約により表示される事項を合わせると、ペットフードに表示される事項は以下のとおり

①名称

②原材料名

③賞味期限

④事業者名及び住所

⑤原産国名

⑥目的(例:成犬用総合栄養食)

⑦内容量(例:2 kg)

⑧給与方法

⑨成分(たん白質〇%、脂肪〇%、粗繊維〇%等)

ペットフード安全法
により義務化

公正競争規約
により表示

(参考) ペットフード安全法以外の表示の規制

《ペットフード安全法以外の表示の規制の例》

ペットフード中に含まれる成分やラベルの表示などによっては、動物用医薬品等として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)に抵触する場合があります。

その判断については、下記ホームページに掲載している通知等をご覧ください。

◇ 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000836.html

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/pdf/pet_k_tuti.pdf

◇ ペットフード公正取引協議会

<http://www.pffta.org/hyouji/guidelines.html>

ペットフードの基準・規格② ～製造方法の基準～

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない

ペットフードの基準・規格③ ～成分の規格～

水分10%として設定

分類	物質等	基準値(μg/g)	備考
かび毒	アフラトキシンB1	0.02	
	デオキシニバレノール	犬2 猫1	
農薬	クロルピリホスメチル	10	
	ピリミホスメチル	2	
	マラチオン	10	
	メタミドホス	0.2	
	グリホサート	15	
有害物質	メラミン	2.5	

ペットフードの基準・規格③ ～成分の規格～

水分10%として設定

分類	物質等	基準値(μg/g)	備考
重金属等	カドミウム	1	
	鉛	3	
	砒素	15	
有機塩素系化合物	BHC	0.01	α-BHC,β-BHC,γ-BHC,δ-BHCの合計量
	DDT	0.1	DDD,DDE,DDTの合計量
	アルドリン・ディルドリン	0.01	アルドリンとディルドリンの合計量
	エンドリン	0.01	
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01	ヘプタクロルとヘプタクロルエポキシドの合計量

ペットフードの基準・規格③ ～成分の規格～

水分10%として設定

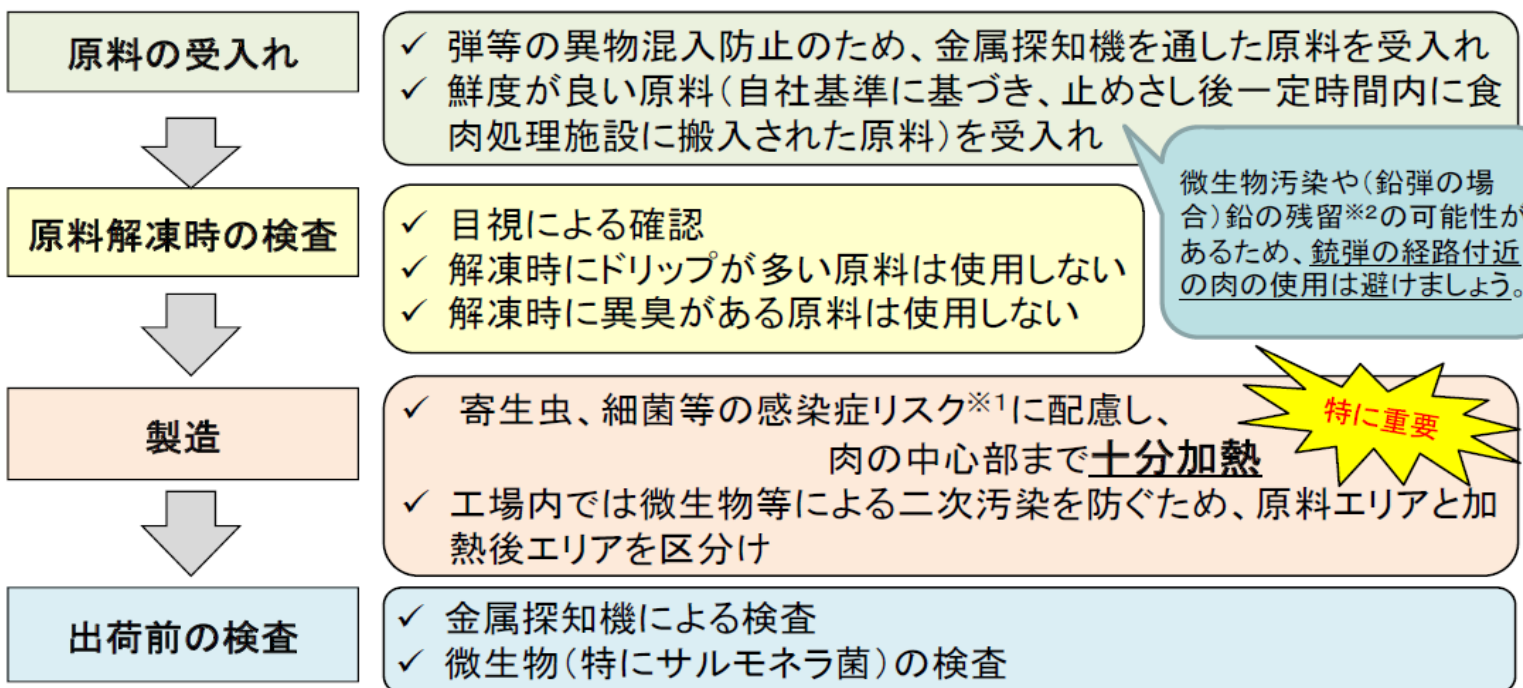
分類	物質等	基準値(g/t)	備考
添加物	エトキシキン・ BHA・BHT	150 (合計量)	犬用:エトキシキンは 75 g/t以下
	亜硝酸ナトリウム	100	

※ 添加物の基準値の単位は、g/t(ペットフード1トン中の添加量(g))となっていますが、重金属や残留農薬の基準値の単位(μg/g)と濃度の割合は同じです。

野生獣肉を利用したペットフードに関する注意事項

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例

- ・野生獣肉を利用して、安全なペットフードを製造するための製造管理の一例です。
- ・各工場の設備、品質管理体制等に合わせて製造管理を行ってください。



※1 野生獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの感染症リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。

※2 ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値(3μg/g)が設定されています。

平成30年8月

ホームページのご案内

(<http://www.maff.go.jp/index.html>)

①農林水産省のHPで「ペットフード」と検索



②「農林水産省/ペットフードの安全関係」をクリック

[ペットフードの安全関係](http://www.maff.go.jp/syouan/tikusui/petfood/)

www.maff.go.jp/syouan/tikusui/petfood/

2016年6月21日、愛がん動物用飼料の安全確保を図るため、平成21年6月1日から、農林水産省と環境省の共管(ペットフード安全法)が施行されました。このページでは、ペットフードの製造、輸入、販売を...
ラベル付き 農林水産省

[農林水産省 ペットフード安全法表示に関するQ&A](#)

[qa/hyouji.html](#)

は、問題発生時に製品や原因を速やかに特定し、ペットの健康被害項目の表示を義務付けています。表示例は...

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 組織・政策 > 消費・安全 > ペットフードの安全関係 (ペットフード安全法 事業者のみなさま向けページ)

ペットフードの安全関係 (ペットフード安全法 事業者のみなさま向けページ)

最終更新日: 平成28年6月21日

担当: 消費・安全局畜産安全管理課

愛がん動物用飼料の安全確保を図るため、平成21年6月1日から、農林水産省と環境省の共管で「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が施行されました。

このページでは、ペットフードの製造、輸入、販売を行う事業者のみなさま向けに、ペットフード安全法の概要、届出等に関するマニュアル、Q&A等を掲載しています。これらをご参照の上、ペットフード安全法の遵守をお願いします。

③「ペットフードの安全関係」トップページが表示